

知的財産

提出日:平成 18 年 1 月 27 日

提出先:産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会

平成 18 年 1 月 27 日

産業構造審議会

知的財産政策部会

特許制度小委員会御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

「特許制度の在り方について」(案)に対する意見

日本機械輸出組合は、わが国の機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置してわが国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促してまいりました。

さて、この度、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会におかれまして、「特許制度の在り方について」(案)に対する意見を募集しておりますことに鑑み、当委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 分割出願制度の濫用防止策の導入を要望

分割出願制度の本来の趣旨を外れ、「侵害訴訟で係争中の権利者が、関連する分割出願を係属させておき、訴訟の状況にあわせて分割出願の権利化を図る」といった行き過ぎた分割出願制度の濫用的な利用が行われており、現に深刻な問題を生じさせている。

こうした分割出願の濫用を防止するため、「特許制度の在り方について」(案)に提示されている「分割出願の補正の制限」の導入を実現していただきたい。

また、今回導入が見送られた「累次・長期にわたる分割出願の制限」については、必ずしも濫用といえない場合にも分割出願による権利化の途を閉ざしてしまう可能性に十分留意しつつ引き続き検討していただきたい。

なお、親出願と実質的に同一の発明について特許査定が行われることのないよう、特許庁から拒絶された後に分割出願された前の拒絶査定を十分参酌した審査を行ってほしい。

2. 権利侵害行為への「輸出」の追加について

輸出を特許権侵害行為に追加する場合、競合相手による水際取締措置の濫用の恐れがあり、正当な輸出が阻害される可能性があるため、適正かつ迅速な判定・差止等の水際取締の手續と運用が確保されるよう、諸外国の制度運用とも整合を図りつつ、官民で十分な検討がなされることが望まれる。

以上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 通商・投資グループ（谷口、江川）

〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401

電話：03-3431-9348 FAX：03-3436-6455